

鹿沼市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号）第38条の規定に基づき、栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱及び関連法令等に定めるもののほか、鹿沼市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援金は、とちぎ創生15戦略（第2期）及び第2期鹿沼市総合戦略に基づき、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の区域のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に定める指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）（以下「条件不利地域」という。）を除いた区域をいう。以下同じ。）内の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業した学生の本市内への移住を伴う栃木県内への就職を支援することにより、本市の移住・定住の促進及び人材不足の解消を図ることを目的とする。

(交付金の種類、及び金額等)

第3条 支援金は、事後申請型補助金等として交付する。

2 支援金の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 就職活動等の交通費（以下「交通費」という。） 5,390円

(2) 移住する際に要した移転費（以下「移転費」という。） 66,000円

3 支援金の交付は、交通費及び移転費それぞれに対して一人につき1回を限度とする。

4 内定している企業から交通費が支給されている場合は、第2項に定めた額から支給された交通費を差し引いた額を支給するものとする。

(交付要件)

第4条 支援金は、次の各号に掲げる要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学等の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学等の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 鹿沼市に在住していること。ただし、在学中に交通費を申請するであって、栃木県内に所在する企業に内定し、かつ本市に移住する意思を有している場合も対象とする。

(イ) 大学等を卒業又は修了してから1年以内であり、かつ栃木県内に所在する企業に就職して1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合であって、大学等の卒業年度において当該企業への就職が内定しておりかつ就業開始予定日前1年以内である場合も対象とする。

(ウ) 本支援金の申請日から5年以上、鹿沼市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・日本人、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。
- ・申請者の居住する都道府県又は市町村が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次のア及びイに掲げる要件を全て満たすこと。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が栃木県内に所在し、かつ、雇用者が雇用保険の適用事業主であること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、鹿沼市職員のうち技師、保育士、保健師等の専門職の職員は対象とする。

(オ) 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約（雇用期間を決めない契約又は定年までの契約をいう。）に基づいて就業していること。

(イ) 東京圏への転動がないことが担保されており、かつ本市内居住地から通勤できる範囲を勤務地とする勤務地限定型社員として採用されていること。

（交付申請）

第5条 支援金の申請をしようとする者は、鹿沼市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）、本人確認書類及び前条の要件を満たすことを証明するための別表に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、交通費及び移転費の支出を確認できない場合、当該領収書の写しの提出は不要とする。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに鹿沼市地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者へ通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者へ通知する。

（支援金の請求及び交付）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合、当該通知を受けた日から15日以内に、鹿沼市地方就職支援金交付請求書（様式第4号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の受領後、1か月以内に支援金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 栃木県及び本市は、栃木県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、栃木県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、

支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして栃木県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。
- イ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）
- ウ 転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に市外へ転出した場合（以下、在学中に交通費を申請する場合のみ）
- エ 申請日から1年以内に、要件を満たす内定先への就業を行わなかった場合
- オ 申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合

(2) 半額の返還 転入日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

区分等		提出書類
交通費及び移転費又は移転費のみを申請する場合	移住等に関する要件	・移住元の住所を確認できる資料 ・卒業または修了証明書
	就業に関する要件	・就業証明書(様式第2号)
	支出の確認書類	・交通費を申請する場合は交通費の領収書の写し、移転費を申請する場合は移転費の領収書の写し
在学中に交通費のみを申請する場合	移住等に関する要件	・移住元の住所を確認できる資料 ・在学証明書(卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に大学等による加筆・捺印があるものに限る。)
	就業に関する要件	・就業先の内定証明書(様式第2号の2)
	支出の確認書類	・交通費の領収書の写し